

●道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案

自動車の安全性の向上や国民のニーズへの対応の観点から、車両単位での新たな相互承認制度の創設、図柄入りナンバープレート等への交換制度の創設等の所要の措置を講じる。さらに、自動車のエアバッグに係る事案を踏まえ、リコールの迅速かつ確実な対応を図るため、基準不適合自動車に係る装置の製作者等に対する報告徴収等の規定を整備する。また、自動車の革新的技術の開発・普及及び独立行政法人改革を推進するため、自動車検査独立行政法人及び独立行政法人交通安全環境研究所を統合し、新たな独立行政法人を設立する。

背景

- 装置共通化等の自動車産業構造の変化・グローバル化の進展等に対応しつつ、自動車の安全性を確保するとともに、ナンバープレートの多様な活用や自動車の革新的技術の開発・普及の推進等を図るため、以下の課題への対応が必要
- ・ 車両等の型式認定の相互承認に関する国際協定(「国連の車両等の型式認定相互承認協定」)の改正への対応
- ・ 東京五輪特別仕様プレートの交付や図柄入りナンバープレートの導入に関する地域等からの要望への対応
- ・ 昨今の自動車の装置共通化の進展によるリコールの大規模化の現状を踏まえ、より迅速かつ確実なリコール実施への対応
- ・ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づく法人統合への対応

法案の概要

◎車両単位での新たな相互承認制度の創設

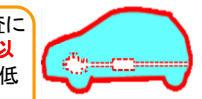
自動車の装置単位での基準適合性を各国間で相互に承認する国際協定の改正に対応し、我が国自動車産業の国際競争力の確保を図るため、車両単位での相互承認を可能とする制度(IWVTA)を導入

※IWVTA:International Whole Vehicle Type Approval

装置単位の相互承認
(現行)



車両単位の相互承認



装置単位での認証審査に比べ、審査項目が1/3以下になり、認証コストが低減される

◎図柄入りナンバープレートの実施のための新たな交換制度の創設

ナンバープレートの多様な活用による地域振興等を図るため、現状の画一的なものから図柄入りナンバープレートへの交換を可能とするための制度を創設

従来のナンバー

〇〇599
あ 20-20

図柄ナンバー等への交換

図柄ナンバー

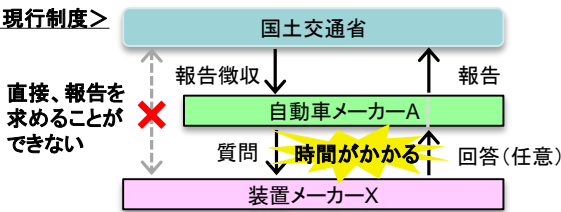
〇〇599
あ 20-20

◎リコールに係る装置メーカーへの対策強化

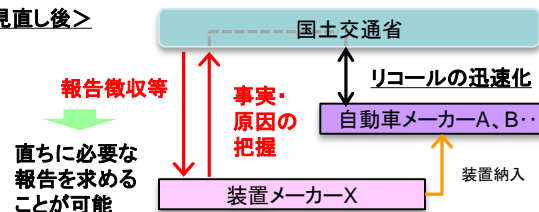
より迅速かつ確実なリコールの実施を実現するため、リコールの実施に必要な報告徴収・立入検査の対象に装置メーカーを追加

【装置が基準不適合の場合】

<現行制度>



<見直し後>



◎自動車検査独立行政法人及び独立行政法人交通安全環境研究所の統合

新技術の導入や不具合発見等への迅速かつ確実な対応を実現するため、二法人を統合し、独立行政法人自動車技術総合機構を設立



設計から新車、使用の段階の業務を総合的に実施し、新技術の導入や不具合発見等への迅速・確実な対応を実現